

③ 剰余金計算書  
(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)(単位：円)  
利益剰余金の部

I 減債積立金	
1 前年度末残高	172,019,308
2 前年度繰入額	0
3 当年度処分額	0
4 当年度末残高	172,019,308

II 利益積立金	
1 前年度末残高	0
2 前年度繰入額	0
3 当年度処分額	0
4 当年度末残高	0
積立金合計	<u>0</u>

III 欠損金	
1 前年度未処理欠損金	1,498,559,016
2 前年度欠損金処理額	0

(1) 利益積立金繰入額	0
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0
(3) 資本剰余金繰入額	0
繰越欠損金年度末残高	<u>1,498,559,016</u>
3 当年度純損失	<u>109,475,651</u>
当年度未処理欠損金	<u>1,608,034,667</u>

資本剰余金の部

I 受贈財産評価額	
1 前年度末残高	155,049,830
2 前年度処分額	0
3 当年度発生額	0
4 当年度処分額	0
5 当年度末残高	155,049,830

II 補助金	
1 前年度末残高	384,417,000
2 前年度処分額	0
3 当年度発生額	0
4 当年度処分額	0
5 当年度末残高	<u>384,417,000</u>
翌年度繰越資本剰余金	<u>539,466,830</u>

## ④ 欠損金処理計算書

(単位：円)

1 当年度未処理欠損金	1,608,034,667
2 欠損金処理額	0
(1) 利益積立金繰入額	0
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0
(3) 資本剰余金繰入額	0
3 翌年度繰越欠損金	<u>1,608,034,667</u>

3 平成13年度の経営方針

当院の基本理念である短期治療型の医療を推進し、その質の維持、向上を旨指すとともに、平成11年3月に策定された経営改善計画に基づき、経営収支の健全化、経営基盤の強化を図る。

4 平成13年度予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	200床		
入院患者	63,510人	(1日平均)	174人)
外来患者	31,058人	(1日平均)	106人)

(2) 収益的収入及び支出の予定

病院事業収益	2,082,409	医療収益	1,193,998
		医療外収益	888,411
病院事業費用	2,095,474	医療費用	1,934,950
		医療外費用	160,474
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

資本的収入	84,566	出資金	84,566
資本的支出	258,017	建設改良費	6,298
		企業債償還金	103,319
		一般会計借入金償還金	148,400

熊本県公告第八百十七号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の木への登録に関する要項（昭和五十五年熊本県告示第四百十九号）第九条第二項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	名 称	樹 種	所 在 地	登録年月日
九	沖塘の榎	榎	下益城郡松橋町砂川字知火場一	昭和五十六年三月十二日

熊本県公告第八百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡西合志町大字御代志字輪淵二〇三七番三及び同二〇三七番七  
 九百九十一・五一平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 福岡県久留米市日ノ出町八番地  
 池澤 滋

熊本県公告第八百十九号

本渡都市計画事業本渡北土地区画整理事業の事業計画変更について、土地地区画整理法昭和二十九年法律第百十九号（第三十九条第一項の規定により認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 組合の名称 本渡北土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 昭和六十二年九月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 施行地区 本渡市本渡町大字本戸馬場字川原田、字白岩、字梶山、字北原、字中村、

字田島及び字末石の全部、本渡市本渡町大字本戸馬場字丸尾、字牛ノ首、字園田、字箱ノ水、字江羅の各一部、本渡市今釜町の一部並びに本渡市浜崎町の一部  
 四 事務所の所在地 本渡市本渡町大字本戸馬場三一八〇  
 五 設立認可の年月日 昭和六十二年九月二十四日  
 六 変更認可の年月日 平成十三年十一月二十九日

熊本県公告第八百二十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 借入物品の規格、品質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日まで
- 4 納入期限 平成十三年十二月二十八日
- 5 納入場所 熊本県保健環境科学研究所
- 6 入札方法

(1) 入札金額は、賃借料一月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては九十六月賃借料率で計算すること。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和三十九年告示第四百二十号)の規定を準用する。

二 入札参加資格

入札の参加資格を有する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 1 平成十三年二月二十三日熊本県告示第四百十三号(平成十二年度物品(電気通信機器類及びOA機器類)の借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)により、入札参加資格を有すると認められた者

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者

三 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 熊本県保健環境科学研究所総務課  
 郵便番号 八六九一〇四二五 宇土市栗崎町二二四〇番地一  
 電話番号 〇九六四一三三二五七七

2 入札説明書の交付

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書により、1の記載場所において随時交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成十三年十二月十八日 午後一時三十分
- (二) 場所 宇土市栗崎町二二四〇番地一  
 熊本県保健環境科学研究所

4 入札書の提出方法

三の3記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、三の1記載の場所に入札の前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)をすること。

四 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県保健環境科学研究所総務課  
 郵便番号 八六九一〇四二五 宇土市栗崎町二二四〇番地一  
 電話番号 〇九六四一三三二五七七

五 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった一月当たりの額に借入期間を乗じた額の百分の五以上の金額を三の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の1又は2のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。

- 1 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に保を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

2 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

六 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間を乗じて得た額の百分の十以

上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

- 1 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 2 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

八 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

九 最低制限価格

設定しない。

十 契約書作成の要否

登 載 依 頼

熊本県収用委員会公告第十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成十三年十二月七日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

一 起業者の名称 九州電力株式会社

二 事業の種類 特別高圧送電線苓北火力線昇圧工事、中九州南熊本線新設工事及び南熊本大平線一部変更工事並びにこれらに伴う附帯工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

所在 熊本県下益城郡中央町大字中小路字木落

地番	地目		地積	決定した面積 (㎡)
	公簿	現況		
壹七七八番	山林	山林	九五四	九五式・〇壹
				七参六・式八

四 土地所有者の氏名及び住所

平江精一 熊本県宇土市築籠町一二五番地三

五 関係人の権利の内容、氏名及び住所

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成十三年十二月二十六日

平成十三年十二月

七本

日發行  
日印刷

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社  
電話代〇九六二八六三三番社八



古紙配合率100%